

赤文字：変更 青字：削除

現行の規定	改定後	理由・根拠等
<p>第8条（手形、小切手等の支払い）</p> <p>①小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。ただし、当店取引口座への振替支払いの場合には、このかぎりではありません。</p> <p style="text-align: center;"><～中略～></p>	<p>第8条（手形、小切手等の支払い）</p> <p>①小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。ただし、当店取引口座への振替支払いの場合には、このかぎりではありません。</p> <p style="text-align: center;"><～中略～></p>	<p>電子交換所への移行に伴う、文言の追加</p>
<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>①当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払いをしません。</p> <p>④手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p style="text-align: center;"><～中略～></p>	<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>①当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払いをしません。</p> <p>④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>⑤手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p style="text-align: center;"><～中略～></p>	<p>電子交換所への移行に伴う、文言の追加</p> <p>電子交換所への移行に伴う、文言の追加</p>
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>①手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>①手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>電子交換所への移行に伴う、文言の追加</p>

赤文字：変更 青字：削除

現行の規定	改定後	理由・根拠等
<p>②手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p style="text-align: center;"><～中略～></p> <p>第28条（個人情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押え、仮差押え、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。 <p style="text-align: right;">(20191225)</p>	<p>②手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず）を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p style="text-align: center;"><～中略～></p> <p style="text-align: right;">(20221003)</p>	<p>電子交換所への移行に伴う、文言の追加</p> <p>ただし、第28条の改定（削除）については、令和4年11月4日に適用されるものとします。</p> <p>改定履歴</p>